

平成30年6月11日

埼玉県水田フル活用ビジョンについて

関東農政局に承認申請した水田活用の直接支払交付金における埼玉県水田フル活用ビジョンが、平成30年6月11日に承認されました。

なお、昨年度からの主な変更点は以下のとおりです。

記

- 1 備蓄米への助成措置を廃止し、新市場開拓用米（単価 20,000 円/10a）及び水田の畑地化（単価 105,000 円/10a）への取組を新たに助成対象とする。
- 2 作物ごとの取組方針等に、新市場開拓用米、畑地化の推進を追加。
- 3 課題解決に向けた取組及び目標の麦、大豆、飼料用米、米粉用米に収益力向上のための取組を追加。

埼玉県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、高い耕地率（19.8%で全国第4位）、穏やかな気象及び大消費地である首都圏に位置するという有利な条件を備えている。こうした条件を生かし、米、麦、野菜、果樹、花植木など多彩な農産物が生産され、731万人の県民をはじめ4,300万人の消費者を擁する首都圏に向け農産物を供給している。

水田については、耕地面積の55.3%を占め、水稲に加えて麦類、大豆、野菜などの生産が行われている。農業類型別の生産構造を見ると、野菜、果樹、畜産等では主業農家の割合が高くなっているが、米麦等の土地利用型農業では、自給的農家など規模の小さな農家が多くを占めている。

一方、県内の水稲作付農業者のうち、水稲を1ha以上作付けしている農業者数の割合は16%ながら、面積割合ではその農業者が水稲全面積の50%を担っており、この割合は増加傾向にある。

今後ともこのような担い手を育成していくためには、農地中間管理機構等を活用した担い手へのさらなる農地集積を進めるとともに、水稲はもとより水稲以外の戦略作物・地域振興作物の本作化を図り、水田農業の構造改革を進めていくことが課題となっている。

2 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

産地と消費地が隣接していることから、農家が消費者や飲食店等に直接販売できる環境にあり、産地品種いかにかわらず流通が可能となっている。反面、ロットが確保できないため、銘柄ブランドを流通業界に浸透させにくいという特徴がある。

また、近年は夏期の高温による登熟障害が発生しており、暑さに負けない米づくりや増加傾向にあるイネ縞葉枯病の対策が急務となっている。

そのため、今後は

- ①安定生産を実現する適正な品種構成への誘導
- ②本県の優位性を活かした生産・販売体制の構築
- ③高温対策や病虫害防除の徹底による品質・作柄の安定

に向けて行政・関係団体および生産者が一体となって取り組む。

(2) 非主食用米

主食用米の需要は減少傾向にあり、一部の農業者はその経営判断により水田における非主食用米生産が行われている。今後の需要動向を注視しながら非主食用米による水稲作付面積の維持・拡大を図る。

ア 飼料用米

地域の実需者との結びつきを支援するとともに、全国集荷団体との取引の拡大を進めていく。また、団地化などによるコスト低減及び多収品種の導入により収益の向上を図るとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を図る。

イ 米粉用米

県産米粉の利用を促進するため利用拡大を支援し、需要に応じた生産を図る。また、多収品種の導入による収益の向上を図るとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を図る。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要が減少する中、内外の新たな市場開拓への取組を支援するとともに、産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を図る。

エ WCS用稲

耕畜連携を引き続き進めていくとともに、県育成品種の種子確保や主穀作農家がコントラクター組織に参画するよう誘導し、生産の維持・拡大を図る。

オ 加工用米

地域の実需者の需要量を的確に把握し、需要に応じた生産を図るとともに、酒造メーカー等実需者との複数年契約の取組を支援し、収益の向上を図る。

カ 備蓄米

継続的に安定した取引が期待できるとともに、は種前に販売収入を決定できることから、着実に取り組みを進めていく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦は、近年では冬期の温暖化、春期の多雨など気象の影響による生産量や品質の変動が大きくなっている。しかしながら、実需者ニーズの逆ミスマッチ状態を解消しようという動きもあり、作付面積は微増している。

このため、気象の影響を回避し実需側の要望に応えるために導入した新品種の高品質安定生産や、農地の利用集積、作業の集約化による生産コストの低減を推進するとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

大豆は、麦類同様に気象変動の影響による収量性の低下が顕著になっており、生産者の作付意欲が低下しつつあるが、国産大豆のニーズもあり作付面積が微増している。

このため、品種の計画的な転換を推進するほか「畝立て同時播種法」などの湿害対策技術の導入による収量の安定化を推進するとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

飼料作物は、耕畜連携を進めていくとともに、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

(4) そば、なたね

一部地域で地産地消の取組がなされているため、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

(5) 高収益作物（野菜等）

首都圏に位置することから野菜の生産・供給拠点としての役割を担っており、農業産出額は全国第7位と生産が盛んである。一方で消費者が身近にいることから流通・販売ルートも多様化し、さらには県内の食品事業者から加工・業務用に適した野菜生産にも潜在需要がある。

このため、水田農業における経営の安定化を図る方策の一つとして、「はくさい」「にんじん」「たまねぎ」「キャベツ」等の加工・業務用に適した土地利用型の品目の作付拡大を推進し、水田農業経営の所得向上を図る。

(6) 畑地化の推進

主食用米の需要が減少する中、水田活用の直接支払交付金に頼らず、野菜など畑作物の本作化を進めようとする取り組みを支援し、農業経営の所得向上を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

| 作物 | 平成 29 年度の作付面積 (ha) | 平成 30 年度の作付予定面積 (ha) | 平成 32 年度の作付目標面積 (ha) |
|-----------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 主食用米 | 30,700 | 30,625 | 30,550 |
| 飼料用米 | 2,264 | 2,059 | 2,000 |
| 米粉用米 | 593 | 820 | 900 |
| 新市場開拓用米 | 0 | 10 | 50 |
| WCS 用稲 | 119 | 119 | 119 |
| 加工用米 | 248 | 300 | 300 |
| 備蓄米 | 59 | 39 | 39 |
| 麦 | 6,190 | 6,200 | 6,220 |
| 大豆 | 679 | 680 | 690 |
| 飼料作物 | 227 | 250 | 250 |
| そば | 105 | 105.5 | 106.5 |
| なたね | 5 | 7 | 10 |
| その他地域振興作物 | | | |
| 野菜 | 16,100 | 16,200 | 16,300 |
| ・ | | | |
| ・ | | | |
| ・ | | | |

4 課題解決に向けた取組及び目標

| 整理番号 | 対象作物 | 用途名 | 目標 | 現状値 | 目標値 |
|------|---|-----------------------|--|--|--|
| | | | | | |
| 1-1 | 麦 | 担い手による麦・大豆の取組 | ①作付面積の拡大 ②一発肥料の利用 ③高速播種機を活用した播種 ④空散 | ①(29年度)6,190ha ②(29年度)400ha ③(29年度)400ha ④(29年度)2,977ha | ①(32年度)6,220ha ②(32年度)550ha ③(32年度)620ha ④(32年度)3,550ha |
| 1-2 | 大豆 | 担い手による麦・大豆の取組 | ①作付面積の拡大 ②狭畦栽培 | ①(29年度)679ha ②(29年度)79ha | ①(32年度)690ha ②(32年度)150ha |
| 2 | 野菜(基幹作及び二毛作) | 担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組 | 水田を活用した野菜作付面積の拡大 | (29年度)1,120ha | (32年度)1,135ha |
| 3 | 飼料用米、米粉用米 | 担い手による飼料用米・米粉用米の取組 | ①作付面積の拡大 ②多収品種作付面積の割合の増加 | ①(29年度)2,857ha ②(29年度)飼料用米 25% 米粉用米 5.0% | ①(32年度)2,900ha ②(32年度)飼料用米 35% 米粉用米 7.5% |
| 4 | 戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米)及びそば、なたね(二毛作のみ) | 二毛作助成 | 二毛作実施面積の拡大 | (29年度)3,148ha | (32年度)3,165ha |
| 5 | 飼料用米、わら専用稲 | わら利用(耕畜連携) | 当該取組の維持 | (29年度)181ha | (32年度)181ha |
| 6 | 粗飼料作物等 | 資源循環(耕畜連携) | 当該取組の維持 | (29年度)62ha | (32年度)62ha |
| 7 | 飼料用米、米粉用米 | 飼料用米、米粉用米の多収品種への取組 | 多収品種作付面積の割合の増加 | ①飼料用米(29年度)25% ②米粉用米(29年度)5.0% | ①飼料用米(32年度)35% ②米粉用米(32年度)7.5% |
| 8 | 加工用米 | 加工用米の複数年契約(3年間以上)の取組 | 加工用米の複数年契約の取組面積 | (29年度)17ha | (32年度)― |
| 9 | そば、なたね(基幹作のみ) | そば、なたねの作付の取組 | 水田におけるそばの作付面積 | (29年度)105ha | (32年度)106.5ha |
| 10 | 新市場開拓用米 | コメの新市場開拓の取組 | 輸出用米の作付面積の拡大 | (29年度)0ha | (32年度)50ha |
| 11 | 水稲以外の作物 | 水田の畑地化への取組 | 畑作物を本作化する水田面積 | (29年度)0ha | (32年度)30ha |

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンを策定する場合には、都道府県水田フル活用ビジョンの後に添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|--------------|--|----------|------|------|------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | | 整理番号 | 1 |
| 使途名 | 担い手による麦・大豆の取組 | | | | |
| 対象作物 | 麦、大豆(二毛作を含む) | | | | |
| 単 価 | 5,500円/10a | | | | |
| 課 題 | 別紙1 | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 別紙2 | | | | |
| 内 容 | 担い手が販売を目的として水田で栽培する麦及び大豆に対して、その作付面積に応じて助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランで中心経営体に位置付けられたもの</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士の二毛作を行った場合または異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合については、いずれも助成の対象とする。</p> <p>○対象作物 麦、大豆(二毛作を含む)</p> | | | | |
| 取組の 確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅲの2の(4)の規定及び、平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は人・農地プランによる。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 | | | | |
| 成果等の 確認方法 | 別紙3 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

麦

別紙1（課題）

- ①実需者の要望に応えるため、近年の気象変動による生産量や品質の影響を回避するための技術導入による高品質安定生産を推進する。
- ②生産コストの低減を図るため、農地中間管理機構等を活用した農地の利用集積や、技術導入による作業の省力化(全労働時間の2割減を目標とする)を図る。
- ③担い手に農地を集積・集約させ、そこに、作業の省力化や高品質安定生産のための技術を導入することにより、地域の水田経営の効率化・高収益化を図る必要がある。作付拡大、定着のインセンティブとして産地交付金を積極的に活用する。

別紙2（目標）

| 目 標 | | | | | |
|-------------------|----------|--------|--------|--------|--|
| | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 | |
| ①作付面積の拡大(ha) | ①6,190 | ①6,200 | ③6,210 | ④6,220 | |
| ②一発肥料の利用(ha) | ②400 | ②500 | ②530 | ②550 | |
| ③高速播種機を活用した播種(ha) | ③400 | ③600 | ③610 | ③620 | |
| ④空散(ha) | ④2,977 | ④3,500 | ④3,530 | ⑤3,550 | |

別紙3（成果等の確認方法）

- ①農林水産省の統計により確認 H30.12頃
- ②全農埼玉県本部の一発肥料の販売実績より確認
- ③国産麦の生産拡大に向けた取組状況調査結果より確認
- ④「無人航空機を利用した空中散布等事業の実施について」による実施主体からの報告書により確認

大豆

別紙1（課題）

①消費者の食品の安全性に対する関心が高まる中、国産大豆の需要が増えており、輸入大豆よりも高価格で取引されているが、気象変動による収量の低下、省力化の遅れが、国産大豆の生産拡大が進まない原因となっている。

②安定収量確保のため、品種の計画的な転換を推進するほか、作業の省力化等の技術導入(全労働時間の2割減を目標とする)を推進する必要がある。

③担い手に集中的に②と産地交付金を積極的に活用することで作付拡大、定着を図り、安定した供給を実現することで、地域の水田経営の効率化・高収益化を図っていく。

別紙2（目標）

| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------|--------------|----------|------|------|------|
| | ①作付面積の拡大(ha) | | ①679 | ①680 | ③685 |
| ②狭畦栽培(ha) | | ②79 | ②141 | ②145 | ②150 |

別紙3（成果等の確認方法）

①農林水産省の統計により確認 H31.2頃

②「大豆栽培技術の現状」調査より確認

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|----------|--|----------|-------|-------|-------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | | 整理番号 | 2 |
| 用途名 | 担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組 | | | | |
| 対象作物 | 野菜(基幹作及び二毛作) | | | | |
| 単 価 | 5,500円/10a | | | | |
| 課 題 | 埼玉県は消費地と隣接しているため、市場出荷だけではなく、直売所でのニーズがある。また、県内には食品関連事業者が多く、加工・業務用の野菜のニーズもあるため、水田を活用して実需に応じた野菜生産の拡大に取り組む必要がある。 | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 水田を活用した野菜作付面積の拡大(ha) | 1,120 | 1,125 | 1,130 | 1,135 |
| 内 容 | 担い手が販売を目的として水田(露地)で栽培する野菜について、その作付面積に応じて助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランで中心経営体に位置付けられたもの</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。 なお、同一ほ場で整理番号2の取組に対する助成は1作限りとする。</p> <p>○対象作物 ・販売を目的として露地で栽培された野菜 ・当該年度に出荷・販売実績があるもの</p> | | | | |
| 取組の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は人・農地プランによる。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、営農計画書及び現地確認により行う。 露地で栽培されたことの確認は、現地確認により行う。 出荷・販売されたことの確認は、出荷・販売伝票により行う。 | | | | |
| 成果等の確認方法 | 農林水産統計により確認 H31.9 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|----------|---|----------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 埼玉県 | 整理番号 | 3 | | |
| 使途名 | 担い手による飼料用米・米粉用米の取組 | | | | |
| 対象作物 | 飼料用米、米粉用米 | | | | |
| 単 価 | 3,000円/10a | | | | |
| 課 題 | <p>主食用米の需給調整と価格の安定や水田の有効活用を継続するために、担い手を中心に地域協議会、市町村、JA等と連携して飼料用米・米粉用米の作付拡大を行う必要がある。</p> <p>埼玉県は全国に比べて多収品種の割合が少ないので、多収品種の導入により高収益生産を実現する。</p> <p>(飼料用米作付面積に対する多収品種の割合 全国 50% 埼玉県 25%)</p> <p>(米粉用米作付面積に対する多収品種の割合 埼玉県 5%)</p> | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | ①飼料用米+米粉用米の作付面積拡大(ha) | ①2,857 | ①2,879 | ①2,890 | ①2,900 |
| | ②多収品種の割合(%) | ② | ② | ② | ② |
| | a 飼料用米 | a 25 | a 29 | a 32 | a 35 |
| | b 米粉用米 | b 5.0 | b 5.5 | b 6.5 | b 7.5 |
| 内 容 | 担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている飼料用米及び米粉用米に対して、その作付面積に応じて助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランで中心経営体に位置付けられたもの</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。</p> <p>○対象作物 戦略作物助成の対象となっている飼料用米、米粉用米</p> | | | | |
| 取組の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は人・農地プランによる。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。 | | | | |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認 H31.2 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|----------|---|----------|-------|-------|-------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | | 整理番号 | 4 |
| 使途名 | 二毛作助成 | | | | |
| 対象作物 | 戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米)及びそば、なたね(二毛作のみ) | | | | |
| 単 価 | 10,920円/10a | | | | |
| 課 題 | 埼玉県は、従来から県北部を中心に米・麦の二毛作が盛んであり水田を有効に活用してきた。引き続き、米・麦の二毛作を推進するとともに、麦以外の作物における二毛作も推進し、水田の有効活用を図ることが必要である。 | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 二毛作実施面積の拡大(ha) | 3,148 | 3,155 | 3,160 | 3,165 |
| 内 容 | 「主食用米と対象作物」又は「対象作物同士」の組み合わせによる二毛作を行った場合、二毛作として作付けする対象作物の作付面積に応じて助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。</p> <p>○対象作物 戦略作物助成の対象作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米)及びそば、なたね(二毛作のみ)</p> <p>○その他要件 別紙のとおり</p> | | | | |
| 取組の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 その他要件については、別紙のとおり。 | | | | |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認 H31.2 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

(別紙)二毛作助成のその他要件について

1 具体的要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

青刈り稲にあつては、新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)の認定を受けていること。

その他の飼料作物にあつては、実需者等との利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項)の認定を受けていること。

(5) WCS用稲

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5)の認定又は加工用米出荷契約(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1)を締結していること。

(7) そば、なたね(油糧用)

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そば、なたね(油糧用)のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

2 確認方法

(1) 麦、大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。

(2) 飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(3) 飼料用米、米粉用米、WCS用稲

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(4) 加工用米

加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(5) そば、なたね(油糧用)

出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|----------|---|----------|------|------|------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | | 整理番号 | 5 |
| 使途名 | わら利用(耕畜連携) | | | | |
| 対象作物 | 飼料用米、わら専用稲 | | | | |
| 単 価 | 6,500円/10a | | | | |
| 課 題 | 飼料用米の副産物である稲わらの有効活用を継続・維持するため、産地交付金を活用して支援する必要がある。 | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 当該取組の維持(ha) | 181 | 181 | 181 | 181 |
| 内 容 | 利用供給協定に基づきわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組を実施した場合、その取組面積に応じて助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で整理番号6との重複助成はできない。</p> <p>○対象作物 ・飼料用米、わら専用稲 ・別紙の内容が含まれた3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)していること。 ・当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われる水田であること。 ・そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 ・刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期であること。</p> | | | | |
| 取組の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 わらが飼料として供給され、子実が飼料として利用された確認は、作業日誌及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書に定める時期の確認は、作業日誌により確認する。 | | | | |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認 H31.2 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

(別紙) 利用供給協定に含まれるべき事項

わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | |
|----------|---|------|------|
| 協議会名 | 埼玉県 | 整理番号 | 6 |
| 用途名 | 資源循環(耕畜連携) | | |
| 対象作物 | 粗飼料作物等 | | |
| 単 価 | 6,500円/10a | | |
| 課 題 | 環境負荷の低い、持続可能な農業を継続・維持するため、産地交付金を活用して支援する必要がある。 | | |
| 目 標 | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 |
| | 当該取組の維持(ha) | 62 | 62 |
| 内 容 | 水田で生産された対象作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を対象作物を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組を実施した場合、その取組面積に応じて助成する。 | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で整理番号5との重複助成はできない。</p> <p>○対象作物 ・粗飼料作物等(別紙1) ・別紙2の内容が含まれた3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結していること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された対象作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産された対象作物の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く。)であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 ・堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。 注)自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。</p> | | |
| 取組の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 堆肥の散布に係る確認は、作業日誌又は販売伝票等により確認する。 | | |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認 H31.2 | | |
| 備考 | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

(別紙1)粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カロードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

※上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。

(別紙2)利用供給協定に含まれるべき事項

資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)

- (1)取組の内容
- (2)供給される飼料作物の種類
- (3)飼料作物を生産する者
- (4)堆肥を散布する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)堆肥の散布時期及び量
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|----------|--|----------|-------|-------|-------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | 整理番号 | 7 | |
| 用途名 | 飼料用米、米粉用米の多収品種への取組 | | | | |
| 対象作物 | 飼料用米、米粉用米 | | | | |
| 単 価 | 12,000円/10a | | | | |
| 課 題 | 多収品種の導入による高収益生産を促進することが必要。 ・飼料用米作付面積に対する多収品種の割合(H29) 全国 50% 埼玉県 25% ・米粉用米作付面積に対する多収品種の割合(H29) 埼玉県 5.0% | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 多収品種作付面積の割合の増加(%) | ① 25 | ① 29 | ① 32 | ① 35 |
| | ①飼料用米 | ② 5.0 | ② 5.5 | ② 6.5 | ② 7.5 |
| 内 容 | 多収品種の作付面積に応じて助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | ○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。 ○対象作物 ・飼料用米、米粉用米 ・多収品種であること 多収品種の範囲は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の別紙1の第4の3に規定する品種 | | | | |
| 取組の確認方法 | ・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ・多収品種であることの確認は、要綱別紙13の3の(2)の規定に準じて行う。 | | | | |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認 H31.2 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|----------|---|----------|------|------|------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | | 整理番号 | 8 |
| 使途名 | 加工用米の複数年契約(3年間以上)の取組 ※継続分のみ | | | | |
| 対象作物 | 加工用米 | | | | |
| 単 価 | 12,000円/10a | | | | |
| 課 題 | 地域の実需者の需要に応じた生産を図るとともに酒造メーカー等実需者との複数年契約の取組を支援する。 | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 加工用米の複数年契約の取組面積 | 17 | 17 | — | — |
| 内 容 | 生産者等と需要者等との間で、契約内容に数量等を含む複数年契約を事前に締結した場合、その契約数量の面積換算値に応じて助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。</p> <p>○対象作物 ・加工用米 ・生産者等と需要者等との間で、複数年契約を事前に締結したもの</p> <p>対象期間: 3年間以上(平成28年産から新たに結んだ平成28年産から平成30年産までの3年分を含むもの)の加工用米の売買に関する契約であること</p> <p>契約書の内容: ・各年産米の契約数量、契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されていること ・契約不履行に対する違約条項があること ・平成28年産から平成30年産についての契約数量が維持又は増加するもの(ただし、平成29年産から平成30年産にかけての契約数量の増加分については支援の対象外)</p> | | | | |
| 取組の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 複数年契約を締結したことと契約内容の確認は、生産者等と需要者等との間での出荷販売契約書(3年間以上の複数年契約のもの)により行う。 | | | | |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認 H31.2 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|----------|---|----------|-------|------|-------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | | 整理番号 | 9 |
| 使途名 | そば、なたねの作付の取組 | | | | |
| 対象作物 | そば、なたね(油糧用)(基幹作のみ) | | | | |
| 単 価 | 20,000円/10a | | | | |
| 課 題 | 地域の需要者の要望に応じた生産量を確保するとともに、需要に応じた米生産並びに、水田の有効活用のため、水田におけるそばの生産を継続して支援する。 | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 水田におけるそばの作付面積(ha) | 105 | 105.5 | 106 | 106.5 |
| 内 容 | 当年における作付面積に応じて助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。 なお、同一ほ場で整理番号9の取組に対する助成は1作限りとする。</p> <p>○対象作物 ・そば、なたね(油糧用)(基幹作のみ) ・農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 ※自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。</p> | | | | |
| 取組の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 出荷・販売の確認は、出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。 | | | | |
| 成果等の確認方法 | 農林水産統計により確認 H31.2 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|--------------|--|----------|------|------|------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | | 整理番号 | 10 |
| 用途名 | コメの新市場開拓の取組 | | | | |
| 対象作物 | 新市場開拓用米(基幹作のみ) | | | | |
| 単 価 | 20,000円/10a | | | | |
| 課 題 | 米の需要が減少する中、輸出などの新たな市場開拓への取組を支援する。 | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 輸出用米の作付面積の拡大(ha) | 0 | 10 | 30 | 50 |
| 内 容 | 内外のコメの新市場の開拓を図る輸出用米等の米穀作付の取組に助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。</p> <p>○対象作物 ・新市場開拓用米(基幹作のみ) ・新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)の認定を受けていること。</p> | | | | |
| 取組の 確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 出荷・販売の確認は、新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。 | | | | |
| 成果等の 確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認 H31.2 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | |
|----------|--|----------|------|------|------|
| 協議会名 | 埼玉県 | | | 整理番号 | 11 |
| 用途名 | 水田の畑地化への取組 | | | | |
| 対象作物 | 水稻以外の作物 | | | | |
| 単 価 | 105,000円/10a | | | | |
| 課 題 | 需要に応じた米の生産を推進するために、野菜などの畑作物の本作化を進めようとする地域へ支援が必要。 | | | | |
| 目 標 | | 現状(29年度) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 畑作物を本作化する水田面積(ha) | 0 | 10 | 20 | 30 |
| 内 容 | 交付対象水田に該当している農地を、交付対象水田から除外する取組に対して助成する。 | | | | |
| 具体的要件 | <p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 前年度において主食用米、戦略作物又は産地交付金の交付対象となった作物が作付られ、交付対象水田に該当している農地を7月1日付けで交付対象水田から除外する水田。</p> <p>○その他要件 ・本交付金の支払対象予定の農地が、それ単独で又は平成29年度から遡って過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付けられており、かつ、平成30年度も水稻以外の作物の作付けが予定されている農地と併せて、おおむね団地化された畑地(5ha以上となる農地で、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地)が形成されていること。 ・本交付金が支払われてから5年間は自家利用を含む「販売を目的とした作物(水稻を除く)」を作付すること。</p> | | | | |
| 取組の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象となる農地が交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付状況の確認は要綱Ⅳの第2の5の規定、作付けの有無の判断は要綱Ⅳの第2の9の規定、出荷・販売の確認は要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 おおむね5ha以上の団地された畑地が形成されていることの確認は、地域農業再生協議会が発行した「産地交付金における畑地化の取組に係る要件確認通知書」により行う。 | | | | |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認 H31.2 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。